

調整指数表(令和4年4月1日入所調整分より適用)

事由	内容	指数
1 社会的養護	社会福祉事務所長が申込児童が虐待されている又はそのおそれがあると認める場合又は保護者が配偶者からの暴力により保育を行うことが困難であると認める場合	30
2 産前産後休業又は育児休業からの復帰	保護者が産前産後休業から復帰する場合又は育児休業から復帰する場合（毎年4月1日からの利用調整にあつては、保護者が前年度内に職場復帰した場合を含む。）（保護者の一方又は双方の保育を必要とする事由が求職中である場合及び本市に所在する保育所等を利用中で他の保育所等を希望する場合を除く。）	23
3 ひとり親家庭	ひとり親家庭（配偶者のいない男子又は女子である者及びその子以外の同居人がいない世帯をいう。）	20
	上記以外のひとり親家庭	10
4 経済的な自立に資する場合	保護者が就労している又は就労予定である生活保護受給世帯	20
	生計中心者が申請日から過去1年の間に失業し、申込時点で求職中であり、他方の保護者が住民税非課税の場合	20
5 申込児童の障害	当該申込児童が身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を交付されており、当該児童へ保育を提供するに当たり特別な配慮が必要な場合であり、かつ、施設設備及び人員配置の面において、当該児童を受け入れることができる保育所等を希望する場合	20
6 保育所等を利用する児童の兄弟姉妹	申込児童の兄弟姉妹が本市に所在する保育所等を利用している場合（兄弟姉妹の利用している保育所等の利用調整をする場合は、（ ）内の指数を適用する。）	20 (30)
7 兄弟姉妹の同時申込み	兄弟姉妹で同一の保育所等を希望する場合（保護者の一方又は双方の保育を必要とする事由が求職中である場合を除く。）	4
8 保育所等で就労する保育士等	保護者が本市に所在する認可保育所、幼保連携型認定こども園又は地域型保育事業（以下「保育所等」という。）で保育士、保育教諭又は幼稚園教諭として月120時間以上の就労中（就労予定（育児休業から復帰する場合を含む。）を含む。）である場合（本市に所在する保育所等を利用中で他の保育所等を希望する場合を除く。）	30
	保護者が本市に所在する保育所等で看護師、栄養士、調理員又は保健師として月60時間以上の就労中（就労予定（育児休業から復帰する場合を含む。）を含む。）である場合又は保育士等として月60時間以上120時間未満の就労中（就労予定（育児休業から復帰する場合を含む。）を含む。）である場合（本市に所在する保育所等を利用中で他の保育所等を希望する場合を除く。）	5
9 申込児童の状況について	認可外施設・親戚等に預けている場合	1
	本市以外の市町村に所在する保育所等を利用している場合	1
	本市に所在する保育所等を利用中で他の保育所等を希望する場合	5
10 過去の利用者負担額の納付状況	保護者が3箇月分以上正当な理由なく利用者負担額（平成26年度以前に課された保育料を含む。）又は給食費を滞納している場合	-5